

記入例

提出する年月日

様式第1号(第8条関係)

令和7年〇月〇〇日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地 高松市〇〇町1丁目2-3

名称 株式会社 〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇

(個人にあつては、住所

法人は、履歴事項全部証明書と一致、
個人事業主は、住民票の住所と屋号・
個人名を記入

押印不要

高松市需要開拓促進事業(新市場販路開拓)補助金交付申請書

次のとおり高松市需要開拓促進事業(新市場
たいので、高松市需要開拓促進事業(新市場販
「要綱という。)第8条の規定により、関係書類を

支出予算書(様式第3号)
の補助申請額と一致

補助申請額		350,000円		
補助対象事業区分 (いずれか一つ)		<input checked="" type="checkbox"/> 国内枠 <input type="checkbox"/> 国外枠 <input type="checkbox"/> オンライン枠		
申請 担当	氏名	〇〇 〇〇	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇
	役職	事業部長	E-mail@XX.XX
添付書類		(1) 事業実施計画書(様式第2号) (2) 支出予算書(様式第3号) (3) 誓約書(様式第4号) (4) 本市の市税に係る滞納無効証明書 (5) 履歴事項全部証明書(申請者が個人の場合にあつては住民票の写し)(発行後3月以内のものに限る。) (6) 直近の確定申告書等の写し(申請者が個人の場合に限る。) (7) 直近1期分の貸借対照表及び損益計算書等(申請者が法人の場合に限る。) (8) 出展する見本市等の開催概要や出展料金等が記載された資料等 (9) 申請者の事業実績を示す書類 (10) 補助対象経費の見積書の写し又は当該見積りの額を確認することのできる書類 (11) 出展申込書の写し及び出展に係る経費を支払ったことを確認することのできる書類(要綱第4条第2項の規定に該当するものとして、これを補助対象事業として申請する場合に限る。) (12) その他市長が必要と認める書類		

日中連絡の取れる番号を記載

様式第2号（第8条関係）

事業実施計画書

1 見本市等の概要

出展見本市等	<input checked="" type="checkbox"/> 見本市（国内） <input type="checkbox"/> オンライン見本市	<input type="checkbox"/> 見本市（国外） <input type="checkbox"/> 越境ECモール
名称	第〇回〇〇〇〇展	
主催者	株式会社〇〇（越境ECモールの場合、運営主体を記入）	
開催場所 （※1、※2）	会場名：東京ビッグサイト（オンライン枠の場合、記入不要） 住所：東京都江東区有明3丁目11-1	
開催期間	全体（※2） 令和7年10月11日～令和7年10月15日 自社出展 令和7年10月11日～令和7年10月13日	
出展規模 （前年度実績）	出展者数 1,000者	来場者数（※2） 40,000人
主なバイヤー 企業名称（※2）	株式会社〇〇（ターゲットとする参加企業名称を記入） （越境ECモールの場合、記入不要）	
見本市等の特色	新技術や特許をもつベンチャー企業用ゾーンを設置	

2 出展計画

会場配置人数 （※1、※2）	5人（オンライン枠の場合、記入不要）		
現在の取引内容	主な取引先：株式会社〇〇 取引先数：200社		
成果目標	主な取引先：〇〇株式会社（ターゲットとする取引先を記入） 取引先数：210社		
出展名（展示ブースにおける社名板等の表記）			
<input type="checkbox"/> 申請者名と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者名と異なる（出展名：〇〇グループ） 理由（グループで出展するため）			
共同出展者の有無			
<input checked="" type="checkbox"/> 有（共同出展者数：3者（申請者を含む。）） <input type="checkbox"/> 無			

3 製品等の概要

出展製品の名称	〇〇〇〇		
製品概要・特色	××・・・		
販売価格	10,000円	原価	6,820円
1製品当たりの粗利益率	31.8%	出展製品等数量 （※3）	（越境ECモール出展以外、記入不要）
取引先に希望する販売形態	<input checked="" type="checkbox"/> 買取 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

「3 製品等の概要」
複数製品を出展する場合、各欄に「別紙のとおり」と記載し、事業実施計画書別紙.xlsx（フォーマット有り）を添付してください。

（※1）オンライン見本市への出展
（※2）越境ECモールへの出展
（※3）越境ECモールへの出展の

$$(\text{販売価格} - \text{原価}) \div \text{販売価格} \times 100$$

支出予算書

出展に係る予算の内、補助対象経費の内訳を記入してください。

N0	経費分類	経費の内容	支出予定先	金額 (税抜)	支払済
1	広告宣伝費	製品パンフレット制作費	〇〇デザイン	100,000 円	<input type="checkbox"/>
2	出展費	出展料	〇〇(株)	300,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>
3	出展費	会場備品使用料	〇〇(株)	100,000 円	<input type="checkbox"/>
4	委託費	ブース展示装飾費	〇〇(株)	30,000 円	<input type="checkbox"/>
5	委託費	ブース展示装飾費	△(有)	60,000 円	<input type="checkbox"/>
6	通信運搬費	出展製品の輸送委託費			
7				円	<input type="checkbox"/>
8				円	<input type="checkbox"/>
9				円	<input type="checkbox"/>
10					<input type="checkbox"/>
補助対象経費合計額				740,000 円	
補助申請額（1,000 円未満切捨て。 国内枠及びオンライン枠上限 35 万円。 国外枠上限 55 万円）				350,000 円	

同一の経費分類であっても、支払い予定先の事業者が異なる場合や、経費の内容が異なる場合は、欄を分けて記載してください。

行が不足する場合は追加、不要行は削除して構いません。

※経費分類の名称が同じものは、まとめて記載してください。

※経費ごとに見積書又は記載した金額の根拠が分かるカタログやホームページの該当箇所のコピー等を順番に並べて添付してください。

※支払済にチェックが入るものがある場合は、支払ったことを確認することのできる書類を併せて提出してください。

※補助申請額は、補助対象経費合計額の 3 分の 2 内の額とし、1,000 円未満は切り捨ててください。

※補助申請額は、様式第 1 号の表に記載してください。

対象経費の内訳が不明瞭な場合は、再提出を依頼する場合があります。

提出する年月日

様式第4号（第8条関係）

令和7年〇〇月〇〇日

（宛先）高松市長

交付申請書（様式第1号）
と一致

申請者 所在地 高松市〇〇町1丁目2-3
名称 株式会社 〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇
（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

押印不要

申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- (1) 申請者は、高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項各号に該当する中小企業者です。
- (2) 申請者は、要綱第3条第2項第1号に規定するみなし大企業ではありません。
- (3) 第8条に規定する補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- (4) 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- (5) 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者ではありません。
- (6) 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- (7) 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- (8) 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- (9) 申請者は、交付申請日において、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- (10) 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- (11) 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- (12) 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- (13) 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。
- (14) 交付決定を受けるまでの間に発生した災害等により生じた損失は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- (15) 交付決定を受けない場合又は既に受けた交付決定が取り消された場合における、既に要した事業費は申請者の負担に帰するものであることに同意します。
- (16) 交付決定を受けた金額が交付申請をした額に達しない場合において、その異議は申し立てないことに同意します。
- (17) 既に着手した事業については、交付決定を受けるまでの間は、内容の変更を行わないことに同意します。